

対象外事業について【災害危険区域】

● 災害レッドゾーン

災害危険区域(臨海部防災区域)、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域のいずれかに該当する場合は災害レッドゾーンです。

● 災害イエローゾーン

土砂災害警戒区域に該当する場合、もしくは浸水想定区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、津波浸水想定区域、津波災害警戒区域における最大浸水深又は基準水位(以下「浸水深等」という。)が0mを超える場合は災害イエローゾーンです。

◎ 災害イエローゾーンのうち、土砂災害警戒区域に該当せず、各想定(警戒)区域の浸水深等が1m未満＝災害イエローゾーン①であれば、下記要綱(ウ)(イ)のいずれも満たす場合に交付対象となります。

◎ 災害イエローゾーンのうち、土砂災害警戒区域に該当するか、もしくは各想定(警戒)区域の浸水深等が1m以上の場合＝災害イエローゾーン②は、下記要綱(ア)(イ)(ウ)(イ)すべてを満たす場合に交付対象となります。

<名古屋市地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱 第4条第2項>

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助金の交付対象としない。

(1) 災害レッドゾーンにおいて新規整備する介護施設等を対象とする事業。ただし、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等は交付の対象とすることができる。

(2) 災害イエローゾーンにおいて新規整備する介護施設等を対象とする事業。ただし、以下に掲げる場合は交付の対象とすることができる。

ア 防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等

イ 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の(ア)から(エ)の全てに該当する場合

ウ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の(ウ)及び(エ)に該当する場合

(ア) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

(イ) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

(ウ) 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

(エ) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。